

証券コード 6392

平成29年6月29日

株 主 各 位

東京都大田区南馬込一丁目1番3号

**株式会社ヤマダコーポレーション**

代表取締役社長 山田昌太郎

## 第92期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第92期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第92期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
  2. 第92期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

期末配当金につきましては、1株につき7円50銭と決定いたしました。

**第2号議案** 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式5株を1株に併合することが決定いたしました。

### 第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、定款変更の概要は以下のとおりです。

(1) 株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数を4,800万株から960万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第27条第2項および第35条第2項の一部を変更いたしました。

以 上

---

### 期末配当金のお支払いについて

第92期期末配当金は、同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、平成29年6月30日から平成29年7月31日までの間に、お受け取りください。なお、「配当金計算書」を同封いたしましたので、ご確認ください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以 上

## 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

本日開催の当社第92期定時株主総会において、平成29年10月1日をもって、当社普通株式5株を1株に併合すること、および単元株式数を1,000株から100株に変更することにつきましてご承認をいただきました。

つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

### 1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

株主様が証券会社に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

### 2. 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産は5倍となり、株式市況の変更など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### 3. 端株株式処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、端数株式処分代金のお支払いは、平成29年12月上旬頃を予定しております。

#### 【お問合せ先】

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 株主名簿管理人 | みずほ信託銀行株式会社 証券代行部         |
| 連絡先     | 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 |
| 電話      | 0120-288-324（フリーダイヤル）     |
| 受付時間    | 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）     |

以上